

## 第2回富士見市歯科口腔保健推進委員会会議録

日 時	平成25年9月18日（水） 午後1時30分～2時40分
場 所	中央図書館2階 視聴覚ホール
出席者	○ 委員 原田 直明委員      三木 とみ子委員      加治 茂幸委員 大渡 廣信委員      富岡 明子委員      長堀 厚子委員 二川 明子委員      西 和江委員      広瀬 幸樹委員 宮 陽一委員 ○事務局 久米原健康増進センター所長 相原健康づくり支援係主査      樋口主任
欠席者	荒木 悦二委員      是永 國彦委員
傍聴者	なし

内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 委員長あいさつ</p> <p>3. 議 題   （富士見市歯科口腔保健推進委員会条例第6条第2項、委員の過半数出席により委員会が成立することが報告された）</p> <p>（1）富士見市歯科口腔保健推進条例（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局から、条例（素案）の訂正部分について説明あり</li> <li>・ 第1回委員会において質疑のあった『フッ化物』について資料提供した委員より資料説明あり →委員長：今後の計画策定の参考資料とする。</li> </ul> <p>&lt;質疑&gt;</p> <p>○ 目的（第1条）について</p> <p>委 員：（3行目）「口腔の健康の『保持』」が「口腔の健康の『保持増進』」と変更されたが『増進』とは具体的にどのようなことを言うのか</p> <p>事務局：法律と埼玉県条例を受けてのものなので、「歯科口腔保健」を定義する意味で「歯科疾患の予防等による口腔の健康の『保持』」としたい。厚生労働省に確</p>

認したところ、一般的な健康づくりとは異なり「歯と口腔」の健康づくりに関しては、歯自体を鍛えるということではできないため、法律では「口腔の健康の『保持増進』」という表現は避けるという考え方。この委員会であえて「口腔の健康の『保持増進』」という表現にしたいということであれば、この限りではない。

委員：5行目の「市民の生涯にわたる健康の『保持増進』」と3行目の「口腔の健康の『保持増進』」とは意味が違うのか。

事務局：違う。「市民の生涯にわたる健康の『保持増進』」とは、きちんと歯を使える状態にすることで、全体的な健康も保てるという状況のことを言う。

委員：国などに合わせる必要があるならその限りではないが、富士見市の特徴として積極的な意味として「口腔の健康の『保持増進』」としたい。

委員：「以下、『歯科口腔保健』という」ということであれば、歯科口腔保健を説明しているものなので、「口腔の健康の『保持』」で止めるべきだと思う。3行目「…健康の保持に関する施策の総合的かつ基本的な事項を定めるとともに…」の「総合的」の中に「増進」も「保持」も全部含めた「総合的」という考え方で良いのではないか。

委員：条例は独自性があっても良いと思うが、法律や上段階の条令にある程度そぐわないと法的に難しい場合がある。「増進」については、他の部分で付け加えれば良いのではないか。あくまでも法律上の規定でここでは「保持」だけで良いと思う。

委員長：第1条については、上位法や法規審査を鑑みて、『保持増進』と表現できるか事務局で検討いただきたい。

#### ○基本理念について

委員：他市の条例には基本理念がありわかりやすい。基本理念が明確になっているかどうかは、理解する上でとても大事だと思う。

事務局：基本理念を定めるべきということであれば、再度検討し、新たに第2条として修正した案を提出する。

委員：規則等は作る予定はあるか。

事務局：ない。これを元に計画を策定する。

#### ○第2条（市の責務）について

「基本理念」を第2条とし、「市の責務」については第3条とする。

内容については意見なし。

○第4条（市民の責務）について

「市民の責務」は第6条とする。内容については意見なし。

○第5条（基本的施策の推進）について

「基本的施策の推進」は第7条とする。

委員：第3号の「乳幼児から高齢者まで…」の中に「間断のない」という言葉を入れてはどうか。

委員：「それぞれの時期における」というわかりやすい言葉が入っているので、このままで良いと思う。

事務局：意見として持ち帰り法令上の表現としての是非を確認する。

委員：他市の条例では、「財政上の措置」の項目がある。条例を作っても、予算がつかないなら、絵に描いた餅になってしまう。

委員：法律上で、地方公共団体は財政上の措置をするよう謳っている。市民から見た場合、「財政上の措置」と書かれていないと実際何をやってくれるのだろうと思われても仕方ないので、書かれてあった方が良いのではないかと。

委員：第2号の「定期的な歯科検診及び歯科保健指導の受診」という表現はどうだろうか。「歯科保健指導」に「…の受診」という表現は必要ないのではないかと。

事務局：修正する。

委員：第2号冒頭に「定期的な…」という言葉がここに入った理由は？

委員：この先受診率が落ちてくると、事業の予算が削られていく中で、5年ごと10年ごとの受診となっても定期的と言えるのか。

事務局：定期的などは、「習慣づける」「ある程度の間隔をおいて受けましょう」の意。通常1年、2年というサイクルが定期的だと認識している。

委員：第4号の「障害のあるもの」という書き方は、子どももいることも考えて通常は「障害者（児）」と書くので、検討して欲しい。

委員：「障がいのある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策」とあるが、他市の条例では、「…定期的に受けられない者の施策をする」となっている。人権委員会もあるので、「障害があるため受けられない者」にしてはどうか。

事務局：確認する。

事務局：先ほどの「財政上の措置」の質疑について、他市の条例は、文末の表現が「…講ずるものとする」と「…努めるものとする」に分かれる。

委員：県の条例と同じにしてはどうか。

委員：「…努めるものとする」で良いと思う。

事務局：「財政上の措置」については、別立てで第9条とする。

○第3条（歯科医療業務従事者等の責務）について

「市の責務」を第3条とし、「歯科医療業務者等の責務」は第4条とする。

委員：「歯科医療業務従事者」と「保健等業務従事者等」を記載しているが、「保健等業務従事者等の責務」は、新たに条立てして独立させた方が良いのではないかと。

委員：意味合いが違うので、一緒の項目でない方が良い。

委員長：他市の条例でも別記してあるので、新たに条立てし、第5条として「保健等業務従事者等の責務」を加えるよう事務局に検討をお願いしたい。

○第6条（推進計画の策定等）について

「推進計画の策定等」は第8条とする。内容については意見なし。

○その他の意見

委員：第1回委員会の資料5「課題」4行目で、「在宅歯科保健診療の確保や『術後』の歯科口腔機能管理体制の構築」とあるが、ガン患者の手術前後の口腔ケアを手術前から始めようということになるので、『術前』についても追加した方が良い。

事務局：議会に提案するときの資料を作成する際に追加する。

#### 4. その他

事務局：本日検討した素案は、総務課法規担当にて文書表現確認の上、修正したものを送付する。

次回日程：第3回委員会 日時：10月9日（水）午後1時30分から

会場：健康増進センター

#### 5. 閉会

副委員長挨拶：「口腔の健康の保持増進」についての表現が法律上難しいのなら仕方ないが第1条の「総合的かつ基本的な事項」に「これからずっと進める」という「増進」の意味が入ってということを議事録に入れておいていただきたい。富士見市の特徴ある施策として「間断のないそれぞれの時期をつなぐこと」は非常に重要であることから「保持」のみならず「増進」というものが、今後の富士見市の特徴になるのではないかとと思う。